

## 7 県共済会退職給付事業に関する会計処理

### (1) 会計処理の基本的な考え方

ア 県共済会の退職給付事業に係る会計処理は、事業主掛金のみなし給与課税を避けて、退職時に給付される退職金を退職所得と認めてもらうための方法です。

事業主が支払った負担金は、貸借対照表に資産(退職給付引当資産)として計上し、事業主が退職金の支払いに備えて資金を外部で運用している形式をとります。  
負担金を資産計上しないと、負担金は給与所得と判断され、所得税や住民税などの課税対象となり、納付金額が増額する可能性があります。

また、退職時に、退職金が退職所得でなく一時所得として課税され、納付税額が増加する可能性があります。

イ 社会福祉法人会計基準は、損益計算の考え方を導入しています。退職給付金事業では、各年度に事業主が負担する退職給付債務の当期発生額を事業活動計算書において退職給付費用として計上し、各年度における業績が正しく表示されるよう会計処理を行うことが必要となります。

また、この会計処理により各年度末における退職給付債務の累計額が、貸借対照表に負債(退職給付引当金)として計上されることになります。

ウ 退職給付引当資産及び退職給付引当金の額は、「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項(運用指針)20(2)ウ」における原則的な方法により算出します。

#### 社会福祉法人会計基準適用上の留意事項(運用指針)20(2)

ウ 都道府県等の実施する退職共済制度において、退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、約定の額を退職給付引当金に計上する。ただし、被共済職員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛け金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上する。

なお、簡便法として、期末退職金要支給額(約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛け金累計額を差し引いた額)を退職給付引当金とし同額の退職給付引当資産を計上する方法や、社会福祉法人が負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する方法を用いることができるものとする。

エ 原則として、会計処理は、人件費負担のある拠点区分・サービス区分ごとに行います。

(参考資料1)

## 『社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について』

(平成23年7月27日 鹿児総発0727第3号／社援基発0727第1号／障障発0727第2号／老総発0727第1号 各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長・厚生労働省老健局総務課長通知)

### 社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について

社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日鹿児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)により示されているところであるが、「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項(運用指針)」及び「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」について、別紙1及び別紙2のとおり定めたので、貴管内関係機関及び各社会福祉法人に対し周知の上、社会福祉法人会計基準の円滑な実施が図られるようご配意願いたい。

#### [別紙1]「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項(運用指針)」

(中略)

#### 20 新たに導入した会計手法とその簡便法について

(1) (略)

(2) 退職給付会計

##### ア 期末要支給額による算定について

退職給付会計の適用に当たり、退職給付の対象となる職員数が300人未満の社会福祉法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない社会福祉法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる社会福祉法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができるものとする。

イ 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の会計処理  
独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度については、当該制度に基づく要拠出額である掛金額をもって費用処理する。

ウ 都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理

都道府県等の実施する退職共済制度において、退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、約定の額を退職給付引当金に計上する。ただし被共済職員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上する。

なお、簡便法として、期末退職金要支給額(約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額)を退職給付引当金とし同額の退職給付引当資産を計上する方法や、社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する方法を用いることができるものとする。

(後略)

## (2) 新会計基準による退職共済制度の会計処理方法

### (ア) 負担金を納付したとき

(取引例) 負担金200,000円を普通預金から納付した。

〈BS (貸借対照表)・PL (事業活動計算書) の仕訳〉

(借方) 退職給付引当資産(B S)	200,000	(貸方) 普通預金 (B S)	200,000
人件費 (借方) 退職給付費用(PL)	200,000	(貸方) 退職給付引当金 (B S)	200,000

(注) : 負担金と同額を「退職給付費用」に計上します。

〈CF (資金収支計算書) の仕訳〉

積立資産支出			
(借方) 退職給付引当資産支出	200,000	(貸方) 支払資金	200,000

### (イ) 職員が退職して退職手当給付金が入金されたとき

(ケース1: 負担金の掛金累計額 < 退職手当給付金)

(取引例) 退職手当給付金300,000円が普通預金口座に振込まれた。なお、負担金の掛け金累計額は、250,000円であった。

〈BS・PLの仕訳〉

(借方) 普通預金 (B S)	250,000	(貸方) 退職給付引当資産 (B S)	250,000
(借方) 普通預金 (B S)	50,000	その他のサービス活動 (貸方) 外収益	50,000

(注) : 負担金の掛け金累計額を上回る額50,000円を「雑収益」とします。

〈CFの仕訳〉

(借方) 支払資金	250,000	(貸方) 積立資産取崩収入	
		(貸方) 退職給付引当資産取崩 収入 (CF)	250,000
(借方) 支払資金	50,000	(貸方) その他の収入	50,000

(ケース2：負担金の掛金累計額 > 退職手当給付金)

(取引例) 退職手当給付金300,000円が普通預金口座に振込まれた。なお、負担金の掛け金累計額は、400,000円であった。

〈BS・PLの仕訳〉

(借方) 普通預金 (B S)	300,000	(貸方) 退職給付引当資産 (B S)	300,000
その他のサービス活動 (借方) 外費用 雑損失 (P L)	100,000	(貸方) 退職給付引当資産 (B S)	100,000

〈CFの仕訳〉

(借方) 支払資金	300,000	積立資産取崩収入 (貸方) 退職給付引当資産取崩 収入 (C F)	300,000
-----------	---------	---	---------

(ウ) 退職した職員に退職手当金を支給したとき

(ケース 1 : 負担金の掛金累計額 < 退職手当給付金)

(取引例) 退職した職員に退職手当金300,000円を本人の口座に振り込みした。  
なお、当該職員の退職給付手当金の残高は、250,000円であった。

<BF・PLの仕訳>

(借方) 退職給付引当金(BS)	250,000	(貸方) 普通預金(BS)	250,000
------------------	---------	---------------	---------

(借方) 退職給付費用(PL)	50,000	(貸方) 普通預金(BS)	50,000
-----------------	--------	---------------	--------

<CFの仕訳>

(借方) 人件費支出 退職給付支出(CF)	250,000	(貸方) 支払資金	250,000
--------------------------	---------	-----------	---------

(ケース 2 : 負担金の掛金累計額 > 退職手当給付金)

(取引例) 退職した職員に退職手当金300,000円を本人の口座に振り込みした。  
なお、当該職員の退職給付手当金の残高は、400,000円であった。

<BF・PLの仕訳>

(借方) 退職給付引当金(BS)	300,000	(貸方) 普通預金(BS)	300,000
------------------	---------	---------------	---------

(借方) 退職給付引当金(BS)	100,000	(貸方) その他の特別収益 退職給付引当金戻入益 (PL)	100,000
------------------	---------	-------------------------------------	---------

<CFの仕訳>

(借方) 人件費支出 退職給付支出(CF)	300,000	(貸方) 支払資金	300,000
--------------------------	---------	-----------	---------

(エ) 退職した職員に退職手当金が支給されないとき（加入期間が支給開始年数未満、懲戒免職）

（取引例）職員が退職したが退職手当金が支給されなかった。なお、当該職員の退職給付引当資産と退職給付引当金の残高は、20,000円であった。（丸ごと掛損）

〈B S・P Lの仕訳〉

その他のサービス活動		(貸方)	退職給付引当資産 (B S)	20,000
(借方)	外費用			
	雑損失 (P L)			

		その他の特別収益		(貸方)	退職給付引当金戻入益 (P L)	20,000
(借方)	退職給付引当金 (B S)	20,000	(貸方)			

〈C Fの仕訳〉

入出金がないため、資金収支計算書の仕訳なし。

(オ) 職員が拠点区分間で異動したとき

（取引例）職員がAの里（特養）拠点区分からB苑（障害者入所施設）拠点区分に人事異動した。当該職員の退職給付引当資産と退職給付引当金の残高は、800,000円であった。

〈BS・P Lの仕訳〉

（Aの里（特養）拠点区分の仕訳）

(借方)	退職給付引当金 (B S)	800,000	(貸方)	退職給付引当資産 (B S)	800,000

（B苑（障害者入所施設）拠点区分の仕訳）

(借方)	退職給付引当資産 (B S)	800,000	(貸方)	退職給付引当金 (B S)	800,000

〈C Fの仕訳〉

入出金がないため、資金収支計算書の仕訳なし。

(カ) 職員が同一拠点区分内のサービス区分間で異動したとき

（取引例）職員がAの里（特養）拠点区分の短期入所事業サービス区分から居住介護支援事業サービス区分に人事異動した。当該職員の退職給付引当資産と退職給付引当金の残高は、700,000円であった。

（短期入所事業サービス区分・居住介護支援事業サービス区分の仕訳）

新基準は、貸借対照表を拠点区分単位で作成するため、同一拠点区分内の異動による退職給付引当資産と退職給付引当金の残高のサービス区分間の仕訳なし。

(+) 職員が社会福祉法人間で異動したとき

(取引例) 職員が退職し、他の社会福祉法人に就職した。当該職員の退職給付引当資産と退職給付引当金の残高は、500,000円であった。なお、当該職員の負担金の掛金累計額500,000円は、就職先の社会福祉法人が引継ぐこととなった。

(退職した社会福祉法人の会計処理)

〈BS・PLの仕訳〉

その他のサービス活動			
(借方)	外費用	500,000	(貸方) 退職給付引当資産 (BS) 500,000
雑損失 (PL)			
		その他の特別収益	
(借方) 退職給付引当金 (BS)	500,000	(貸方) 退職給付引当金戻入益	500,000
		(PL)	

〈CFの仕訳〉

入出金がないため、資金収支計算書の仕訳なし。

(就職先の社会福祉法人の会計処理)

〈BS・PLの仕訳〉

(借方) 退職給付引当資産 (BS) 500,000		(貸方) その他の特別収益 その他の特別益 (PL) 500,000	
人件費		(貸方) 退職給付引当金 (BS) 500,000	
(借方) 退職給付費用 (PL)	500,000	(貸方)	

〈CFの仕訳〉

入出金がないため、資金収支計算書の仕訳なし。

(ク) 決算時

決算時の会計処理は、退職共済制度の会計処理方法により異なります。

**〔退職給付引当資産、退職給付引当金共に掛金累計額で計上する方法〕**

(取引例) 当該年度末における負担金の掛金累計額は8,000,000円、期末退職金要支給額は、9,000,000円。

なお、決算時（決算仕訳前）の退職給付引当資産の残高は8,000,000円、退職給付引当金の残高は、8,000,000円。

〈B S・P Lの仕訳〉

負担金の掛金累計額と同額の退職給付引当資産及び退職給付引当金が計上されているため、仕訳なし。

（貸借対照表の表示）

貸借対照表

固定資産	固定負債
その他の固定資産	退職給付引当金
退職給付引当資産	8,000,000

(3) 財務諸表に対する注記

ア 「財務諸表に対する注記（法人全体用）」として、「4. 法人で採用する退職給付制度」に都道府県等が実施する退職共済制度の加入について注記を記載します。

イ 「財務諸表に対する注記（拠点区分用）」として、「3. 採用する退職給付制度」に都道府県等が実施する退職共済制度の加入について注記を記載します。